

撤退の簡素化

国家工商行政管理総局は、2016年12月26日に「企業簡易抹消登記改革の全面的な推進に関する指導意見」を公布し一部の地域で適用されていた簡易抹消登記が全国で選択できるようになり外資企業の清算においても迅速な処理の可能性が期待できます。

適用条件

営業許可証取得後、未開業又は抹消登記申請前に債権債務が発生していない或は債権債務の清算が完了している有限責任公司等

ただし、以下の状況がある場合には簡易抹消登記は適用できない。

- ①国家が規定、実施する参入特別管理措置の外商投資企業
- ②企業経営異常名簿或は重大違法信用喪失企業名簿に記載された企業
- ③持分（投資権益）が凍結、質権設定 動産に抵当権がある場合
- ④立件調査中、行政による強制措置、司法協助。行政処罰が課されている状況
- ⑤企業に属する分支機構の抹消登記をしていない場合
- ⑥抹消登記前に批准を経る必要がある企業 等

簡易抹消登記の流れ

企業が簡易抹消登記を申請する場合、国家企業信用情報公告システム（以下、公告システムという）の「簡易抹消公告」の専用欄から社会に対して簡易抹消登記の仮申請及び全投資者の承諾等の情報を公告（期間45日）する。



登記機関は同時に簡易抹消登記を申請した企業に関連する情報を税務、人力資源と社会保障等部門及び商務主管部門に公告システムを通じて送信する。



公告期間内に利害関係者及び関連する政府部門は、公告システムから異議とその理由を申立てできる。



公告期間満了後、企業は登記機関に対し簡易抹消登記を申請できる。

登記機関は申請書受領後に当該申請書類に対し形式審査等を行い、条件を満たさない企業や公告期間内に異議を申し立てられた企業に対し簡易抹消登記が適用できない決定又は異議申立てがない企業に対し簡易抹消登記の許可を決定しなければならない。

申請資料

- ①全投資人承諾書 ②申請書 ③指定代表或は共同委託代理人授權委託書
- ④営業許可証（正本・副本）

清算報告、投資人決議、完納証明、清算組備案証明、新聞公告等の提出は必要ありません。

破産の会計処理

財政部は、企業破産清算に係る会計処理を規範化し人民法院と債権者集会等に対して財務情報を提供するため、「企業破産清算に関する会計処理規定」を公布しました。日系企業の場合は債務超過を回避する任意清算が一般的ですので破産時の会計処理というのは、あまり関係ないかもしれませんが。しかし取引先の破産等で開示される財務諸表は継続企業を前提とした財務諸表とは異なりますので、内容は知っておくべきでしょう。

企業が法院の宣告を受けて破産する場合、法院又は債権者集会の要求する時点（破産宣告日、債権者集会で確定した編成、報告日、破産終結申請日等を含む）に基づき清算財務諸表を編成し、破産管理人が署名しなければならない。

破産企業の財務諸表には

- ①清算資産負債表 ②清算損益表 ③清算キャッシュフロー表 ④債務償還表
- ⑤関連する注記 が含まれる。

資産の価額は

公開オークションによる現金価値から処分費用と税金控除後の純額で認識する。

債務償還表には

破産企業による破産清算期間に発生した債務償還状況を反映する。

破産法が規定した償還順序により各債務の明細に基づき単独で表示され、少なくとも認識金額、償還比率、実際に償還を要する金額、既償還額、未償還額等の情報を記載する。

関連する注記

- ①破産資産明細情報 ②破産管理人が法に基づき取戻した簿外資産明細情報
- ③破産管理人が法により取戻した質物と留置物の明細情報④法院が認識していない債務明細情報⑤未払従業員給与の明細情報⑥期末現預金残高から引出す特定の債権者への分配或は国家に納付する税金の金額
- ⑦資産処分損益の明細情報⑧破産費用の明細情報⑨共益債務支出の明細を記載する。